

会議録

会議の名称	西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会・第7回会議
開催日時	平成24年1月12日（木曜日）午後3時45分から午後4時50分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎 保健福祉総合センター6階 講座室2
出席者	委員：市川座長、須加副座長、饗場委員、新井委員、小山委員、関口委員、高岡委員、高橋委員、中村委員、新野委員、橋岡委員、山西委員、吉岡委員 事務局：福祉部長、高齢者支援課長、介護保険担当課長以下6名
議題	(1) 第6回会議録の確認について (2) パブリックコメント、市民説明会の結果について (3) 高齢者保健福祉計画（案）について
会議資料の名称	配布資料： 高齢者保健福祉検討委員会第6回会議録 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）（素案）に対するパブリックコメントの検討結果について 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）（素案）市民説明会の実施結果について 委員会での指摘事項に関する対応について 第4部 計画の推進体制（案） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）策定検討の枠組み（1月） 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）（素案）冊子
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

1. 開会

2. 議題

(1) 第6回会議録の確認について

○座長：

会議録の確認をさせていただきたい。訂正はあるか。

○座長：

訂正がなければ、委員からの承認を得たということで決定とする。

(2) パブリックコメント、市民説明会の結果について

○事務局：

(資料2、資料3の説明)

○委員：

資料2のパブリックコメントの項目3で地域包括支援センターの人員増について質問しているが、「市の見解」のところは回答になっていないのではないかと。人員増はするのか。

○事務局：

人員増をしないつもりで書いた。地域包括支援センターの職員数を増やすのではなく、各関係機関との連携を強化することによって、地域包括支援センターの本来の機能の強化を図るという内容である。

○委員：

項目3の質問は人員増をしてほしい、という要望であると思うが、それに対する市の回答は人員増はせずにやっていく、と解釈してよいか。

○事務局：

その通りである。

○座長：

項目3の質問に対する市の回答は、「人員を含めた運営のあり方などを評価・指導して」と書かれている。人員増も否定はしていないのではないかと。

○事務局：

地域包括ケアシステムを推進していくうえで、多様な地域資源との連携を図りながら地域包括支援センターの役割が果たせるようにやっていく。ただし、地域包括支援センターの運営協議会のなかで、地域包括支援センターが役割を果たしているのか、また今後果たしていくことができるのか、ということの評価・指導していく、という内容を書いている。

○委員：

人員増についても運営協議会で話し合っていると思う。

○事務局：

「人員を含めた運営のあり方などを評価・指導」していくと回答している。

○座長：

人員増については否定してはいないということである。西東京市として検討をしていくということである。

○事務局：

市民説明会で人数が集まらなかったというところは反省点で、次回は各団体に積極的に働き掛けるなど、方策を考えていきたい。

○座長：

介護をしている当事者に市民説明会などの情報が伝わらないというケースもあり、検討課題の一つだと思われる。

(3) 高齢者保健福祉計画（案）について

○事務局：

（素案冊子、資料4の説明）

○副座長：

資料4の9の研修会への参加の公表等についてだが、事業者名簿に載せられないというのであればやむを得ない。ただ、前にやっている訪問介護の研修会に参加したというリストは市として継続してもらいたい。そして、市の「調整内容」として第三者評価が書かれているが、55ページの「3.人材育成・確保」4の「サービス提供事業者の研修支援」のところで、すべての事業所が参加できるような支援をする、といった記載をするほうがよいと思う。参加しない事業所があるというのが問題となっているからである。訪問看護事業所というのは小規模なところが多いので、そこに第三者評価を受けることを勧めても現実には無理である。

○委員：

54ページの権利擁護の推進の4.「支援計画の評価と見直し」の内容に「地域包括支援センターの社会福祉士を中心とするモニタリング会議を行い」とあるが、これは高齢者虐待に対して支援計画やモニタリング会議を行うということか。現在も、高齢者虐待に関しては支援計画を作成していて、高齢者虐待についても定例でモニタリング会議を開いている。

○事務局：

高齢者虐待の連絡協議会で検討している支援計画のことである。「内容」のところに説明を追加する。

○委員：

61ページの「(2) 家族介護者の負担の軽減」の4.「高齢者緊急短期入所サービス」について、対象は介護保険認定で要支援又は要介護認定を受けた方だけだったか。家庭環境等で一時的に保護なり緊急短期入所が必要な場合は、申請が必要だが、非認定で緊急短期入所サービスを受ける可能性もある。

○事務局：

要綱を含めて、文言の修正を図る。

○委員：

最後の用語集はとてもいいと思うし大事な部分だと考えるが、微妙に解釈が違うと思う部分もあるので、この説明文でよいか精査すると思う。

○副座長：

市民が見てわかりやすい説明にすべきである。

○座長：

ここは事務局だけでなく、学識経験者を含めて委員の皆さまが協力して修正すると良いと思う。

○事務局：

委員の皆様にご相談に乗っていただいで作成したいと思う。

○事務局：

(素案冊子、資料5の説明)

○委員：

5ページの図表39は、第4部全体の図表なのか、地域包括ケア会議の図表なのか。

○事務局：

第4部全体の図表である。

○委員：

第3章の2の地域包括ケア会議に関しては、来年度の見直しのために現在話し合いを始めるところだが、地域包括支援センターのマニュアルのなかでケア会議の位置付けが平成18年度から見ると変わってきている。保健、医療、福祉の関係機関というより、地域に根差した、地域を中心にケア会議を考えていく必要があると思っている。

○事務局：

素案の24ページの「圏域設定の考え方」では、地域包括ケア会議の位置付けを、日常生活圏域の4地区から、地域包括支援センターの8地区に下ろして、より地域に密着した形で運営していくイメージを示している。

○座長：

多くの自治体が地域包括支援センターに仕事を任せることで、地域包括ケアを推進していこうとしている部分があったが、それに無理が出てきたので地域包括ケアのしくみのなかに地域包括支援センターを置き、地域包括支援センターが効果的に運営できる基盤をつくったうえで機能を果たしていくことが必要である。

○委員：

資料5の5ページの図表39「計画の推進体制」について、地域包括ケア会議の下にあるため地域包括ケア会議の図表だと勘違いされる場合があると思われるため、図表を入れる位置を変えたほうがよいと思う。また、「計画の推進体制」の図表だということだが、1ページ目の内容と対応しているかということ、対応していない。かえって分かりにくいかもしいないので、検討してもらいたい。

○事務局：

検討させていただく。

○委員：

図表39は、59ページとの整合性も考慮する必要がある。

○座長：

事務局に検討、調整していただくこととする。

○事務局：

事務局で今まで、地域包括支援センターを地域全体で支え合うイメージ図を繰り返し検討してきた。もう少し検討していきたい。

○委員：

在宅介護、在宅医療の推進というのは、高齢者保健福祉計画のなかに位置付けてあるのか。市民説明会でも質問として出たようだが。いきいきと暮らし続ける、という表現はオブラートに包んだような言い方であるが、明記しているのか。

○事務局：

市民説明会での回答としては、今後高齢者が増えていき、施設の数に限られているので、在宅で要介護度が重くなっても地域で暮らす高齢者の方々が増えていく状況であるということをお伝えした。そして、在宅生活を支えるために地域の様々な資源が連携、機能していく必要があるということを説明した。素案の36ページの「保健・福祉・医療の連携体制の充実」のところに、各施策が説明されている。

○委員：

各施策についてはわかったが、理念、方針として計画に示しているのかを聞いている。

○座長：

22ページの基本方針1「地域包括ケアシステムの実現」の最後の段落に、「地域包括

支援センター等の機能を充実するとともに、医療をはじめとしたさまざまな地域資源を活かし、連携を強めることによって地域包括ケアシステムを実現します」と書かれている。ここに在宅介護、在宅医療の推進の理念が示されている。

○委員：

少し分かりにくい文章である。理念、方針としては示していない。覚悟を持って市として実施していこうとしているのか、検討していただきたい。

○事務局：

文章として書きたすことが必要か、検討していきたい。

(3) その他

○事務局：

(資料6の説明)

○事務局：

次回運営協議会は、計画の最終とりまとめ案を提示する。2月9日（木曜日）の介護保険運営協議会のあとに、ここで開催する。

○事務局：

(閉会の挨拶)